

堺市告示第435号

平成30年堺市告示第415号により告示した瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に基づく特定施設の設置許可申請について訂正が必要であるので、次のとおり告示する。

平成30年12月28日

堺市長 竹山修身

訂正箇所	訂正内容				
2 縦覧の期間及び場所 (1) 期間	訂正前	平成30年12月14日から平成31年1月4日まで			
	訂正後	平成30年12月14日から平成31年1月18日まで			
別表1	訂正前	窒素含有量	mg/l	1.9	2.0
	訂正後	窒素含有量	mg/l	13	52